

## 5月は消費者月間

### お気軽にご相談を

津市消費生活センターでは、津市に在住・在勤・在学の消費者を対象に、資格を持った相談員が消費生活に関する相談に応じます。悪質商法による被害や商品事故の苦情など、消費生活に関する問題を解決するための助言や各種情報の提供を行っています。万一、消費者トラブルに遭ったときには、一人で悩まず、津市消費生活センターに相談しましょう。

#### 津市消費生活センター

☎229-3313 FAX229-3312

相談日 月～金曜日(祝・休日、年末年始を除く)

受付時間 9時～12時、13時～16時

場所 市本庁舎1階市民交流課内

#### 過去3年間の相談件数と主な相談内容

年度	相談件数	主な相談内容
平成25年度	992件	架空請求や不当請求の相談
平成24年度	934件	自宅へ強引に送りつけられる健康食品などの相談
平成23年度	910件	劇場型の手口による投資など金融商品の相談

### 高齢者の消費者トラブルが急増中

昨年度、津市消費生活センターに寄せられた相談の中で、当事者が60歳以上の人からの相談が大幅に増えました。相談内容は、主に次のようなトラブルです。

#### ▷送り付け商法

申し込んだ覚えがない健康食品が配達され、品物と代金の振込用紙が入っていた。返品したいが

業者が応じてくれない、または連絡がつかない。

#### ▷劇場型投資勧誘

見知らぬ会社から資料が届いた後、別の会社から「その商品は資料が届いた人しか購入できない、高く買い取らせてもらうので代わりに購入してもらえないか」と言われた。

#### ▷かたり商法

作業服を着た業者が訪問し「この地区の水道(または下水道)の点検を行っている。今から点検させてほしい」と言い、終わってから点検代金を請求された。

上記のような悪質商法のトラブルに遭った人の多くが高齢者です。トラブルに巻きこまれないために、電話または訪問での勧誘に対して、必要がない場合にはきっぱりと断ることが大切です。

### 出前講座のご利用を



津市消費生活センターでは、消費者啓発の一環として出前講座を開催しています。職員または消費生活相談員が現地に出向き、パンフレットや映像を交えながら、悪質商法全般について市民の皆さんに分かりやすくお話しします。

派遣費用 無料

申し込み 市民交流課へ